

## 改正後全文

厚生労働省発障0825第1号  
平成21年8月25日  
第1次改正 平成22年5月19日 厚生労働省発障0519第1号  
第2次改正 平成23年1月5日 厚生労働省発障0105第1号  
第3次改正 平成23年6月16日 厚生労働省発障0616第2号  
第4次改正 平成24年2月3日 厚生労働省発障0203第7号  
第5次改正 平成24年8月8日 厚生労働省発障0808第11号  
第6次改正 平成25年8月9日 厚生労働省発障0809第1号  
第7次改正 平成26年2月13日 厚生労働省発障0213第2号  
第8次改正 平成26年3月31日 厚生労働省発障0331第7号  
第9次改正 平成26年12月2日 厚生労働省発障1202第4号  
第10次改正 平成27年6月16日 厚生労働省発障0616第5号  
第11次改正 平成28年5月27日 厚生労働省発障0527第3号  
第12次改正 平成29年8月31日 厚生労働省発障0831第2号  
第13次改正 平成29年12月26日 厚生労働省発障1226第3号  
第14次改正 平成30年3月29日 厚生労働省発障0329第11号  
第15次改正 平成30年9月3日 厚生労働省発障0903第1号  
第16次改正 平成31年3月12日 厚生労働省発障0312第2号  
第17次改正 令和元年1月6日 厚生労働省発障1106第1号  
第18次改正 令和2年2月7日 厚生労働省発障0207第2号  
第19次改正 令和2年3月12日 厚生労働省発障0312第4号  
第20次改正 令和2年7月28日 厚生労働省発障0728第2号

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
各一部事務組合の管理者 殿  
広域連合の長  
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

### 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

## 別紙

### 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

#### (通 則)

1 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

3 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「市町村等」とは、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。
- (2) 「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人等の団体をいう。
- (3) 「中小企業者」とは、次表の第1欄に定める業種を主たる事業として営むものであつて、第2欄及び第3欄に定める基準のいずれかを満たす会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）をいう。

1 主たる事業として営む業種	2 資本金基準（資本金の額 又は出資の総額）	3 従業員数基準（常時使用す る従業員（注）の数）
1. 製造業、建設業、運輸業その他の 業種（2. から7. までの業種を除 く。）	3億円以下	300人以下
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空 機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
3. 小売業	5千万円以下	50人以下
4. サービス業（5. 及び6. の業種 を除く。）	5千万円以下	100人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業	3億円以下	300人以下
6. 旅館業	5千万円以下	200人以下
7. 卸売業	1億円以下	100人以下

注）常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

- (4) 「みなし大企業」とは、中小企業者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する

ものをいう。

- ① 発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（事業を営むもののうち中小企業者を除くものをいう。以下（4）において同じ。）の所有に属しているもの。
- ② 発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

（交付の対象）

4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）地域生活支援事業費等補助金

① 地域生活支援事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村等が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村等が補助する事業

② 地域生活支援促進事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村等が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村等が補助する事業

（2）障害者総合支援事業費補助金

① 障害者自立支援機器等開発促進事業

ア 障害者自立支援機器等開発促進事業

平成31年3月28日障発0328第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき公募により選定された事業者（以下「開発機関」という。）が行う事業

イ シーズ・ニーズマッチング強化事業

平成31年3月28日障発0328第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「シーズ・ニーズマッチング強化事業実施要綱」に基づき公募により選定された事業者（以下「実施団体」という。）が行う事業

② 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

③ 障害者自立支援給付審査支払等システム事業

令和2年6月3日障発0603第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業

④ 障害福祉サービス等支援体制整備事業

平成31年3月29日障発0329第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等支援体制整備事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

⑤ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

令和2年3月12日障発0312第1号社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱」に基づき都道府県、指定都

市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。

⑥ 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業

令和 2 年 2 月 4 日障発 0204 第 1 号社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱」に基づき都道府県及び指定都市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び指定都市が補助する事業を対象とする。

⑦ 令和 2 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業

令和 2 年 5 月 15 日障発 0515 第 1 号社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和 2 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱」に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 4 の (1) の事業

① 都道府県及び市町村等が行う事業

別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は市町村等が補助する事業

ア 別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村等が補助した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 4 の (2) の②～④事業

別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 4 の (2) の⑤、⑦の事業

① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

ア 別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 4 の (2) の⑥の事業

① 都道府県及び指定都市が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- ② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業  
ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。  
イ アにより選定された額と都道府県又は指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

#### (補助金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

##### (1) 4の(1)及び(2)の②から⑦の事業

- ① 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- ② 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- ⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、各都道府県による管内市町村等取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。  
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- ⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、

又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑩ 都道府県及び市町村等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑪ 都道府県又は市町村等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑦までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあっては②、③、④及び⑥の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、⑤中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村等にあっては②、③、④及び⑥の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村等の長」と、「国庫」とあるのは「市町村等」と、⑤中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村等の長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、都道府県知事又は市町村等の長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は市町村等に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

⑫ ⑪により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村等の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

⑬ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

## (2) 4の(2)の①のアの事業（障害者自立支援機器等開発促進事業）

① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

② 開発機関は、事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等の研究に関係する指針等を遵守しなけ

ればならない。

- ③ 事業に要する直接開発費（委託費を除いた対象経費の総称をいう。）と委託費との間の経費の配分の変更（それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.2を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、8の（1）の申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、開発機関が複数の事業を実施する場合及び開発機関が実施団体として事業を実施する場合においては、当該事業ごとに要する経費間の経費の配分の変更をしてはならない。

- ④ 8の（1）の申請書（9の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑤ 事業が期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑥ 開発機関の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ⑦ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑧ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑨ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- ⑩ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑪ 開発機関は、別に定めるところにより、補助事業完了日の属する年度の翌年度以降5年間に係るこの補助金による開発の成果を報告しなければならない。
- また、この補助金による開発の成果によって相当の収益を得たと認められる場合（当該開発機関が中小開発機関（開発機関のうち中小企業者であって、みなし大企業に該当しないものをいう。以下同じ。）であって、当該報告に係る年度の単体決算における営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが赤字となるときを除く。）には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- ⑫ 開発機関及び事業に従事する者が、この補助金による開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を取得できる権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。
- ⑬ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、開発機関が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- ⑯ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(3) 4の(2)の①のイの事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）

- ① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。
- ② 実施団体が実施する事業に要する経費と実施団体が開発機関として実施する事業に要する経費との間における経費の配分の変更をしてはならない。
- ③ 8の(1)の申請書（9の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に關係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ④ 事業が期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑤ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ⑥ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑦ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- ⑧ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑨ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- ⑩ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### (申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、開発機関の長及び実施団体の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長（特別区の区長を含み、指定都市市長及び中核市市長を除く。以下同じ。）は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、開発機関の長及び実施団体の長にあっては8の(1)の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村長にあっては8の(2)の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と読み替えるものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、8の(2)又は9による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、8の(1)又は9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

#### (交付決定の通知)

11 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があったときは、市町村の長に対し、別紙様式7又は別紙様式8により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、開発機関の長及び実施団体の長は、事業が完了したときは、別紙様式9による事業実績報告書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日(7の(1)の③、(2)の⑦又は(3)の⑤により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長は、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式9に添えて毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 助成率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	50 100
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修1回あたり年額623千円	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
		3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1 2
		4. 障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1 2
		5. 障害者就業・生活支援センター事業 1か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
		6. (1) 工賃向上計画支援等事業 (基本事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、報償費、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料	(1) 基本事業 1 2
		6. (2) 工賃向上計画支援等事業 (基本事業のうち在宅就業マッチング支援等事業) 1か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（基本事業のうち 在宅就業マッチング支援等事業）の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、扶助金 〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	(2) 基本事業 1 2

	6. (3) 工賃向上計画支援等事業 (特別事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業(特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料(改造費))、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料	(3) 特別事業 <u>1</u> <u>0</u> 1 0
	7. 就労移行等連携調整事業 1か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>1</u> 2
	8. 障害者芸術・文化祭開催事業 1か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要と厚生労働大臣が認めた経費	<u>1</u> <u>0</u> 1 0
	9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 1か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	<u>1</u> 2
	10. 医療的ケア児等総合支援事業 1自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	<u>1</u> 2
	11. (1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	(1) 基礎研修 <u>1</u> <u>2</u>
	11. (2) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	(2) 実践研修 <u>1</u> <u>2</u>
	12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 (〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。)	<u>1</u> 2
	13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	<u>1</u> 2

	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 〔〔〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	<u>1</u> <u>2</u>
	15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 〔〔〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	<u>1</u> <u>2</u>
	16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 〔〔〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	<u>1</u> <u>2</u>
	17. 「心のバリアフリー」推進事業 1自治体あたり年額6,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	<u>1</u> <u>2</u>
	18. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 〔〔〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	<u>1</u> <u>2</u>
	19. 発達障害児者及び家族等支援事業 (都道府県及び指定都市) 厚生労働大臣が必要と認めた額 (市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）) 1カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	<u>1</u> <u>2</u>
	20. 発達障害診断待機解消事業 (発達障害専門医療機関初診待機解消事業) 1自治体あたり年額19,489千円 (発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業) 1自治体あたり年額10,309千円	発達障害診断待機解消事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	<u>1</u> <u>2</u>

	21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等、賃金、社会保険料等、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料（上記の経費に限る。）、補助金（上記の経費に限る。） （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	<u>1</u> <u>2</u>
	22. 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	<u>1</u> <u>0</u> <u>1</u> <u>0</u>
	23. 障害者 I C T サポート総合推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者 I C T サポート総合推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	<u>1</u> <u>2</u>
	24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	<u>1</u> <u>2</u>
	25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>1</u> <u>2</u>
	26. 地域における読書バリアフリート一体制強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	地域における読書バリアフリート一体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（受講料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	<u>1</u> <u>2</u>
	27. 聴覚障害児支援中核機能モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	聴覚障害児支援中核機能モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	<u>1</u> <u>0</u> <u>1</u> <u>0</u>
	28. 特別促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担	<u>1</u> <u>2</u>

			金、補助金、助成金、交付金 ([ ]内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。)	
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業	1. (1) 障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業（テーマ設定型事業に限る）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	<p style="text-align: center;"><u>1</u> <u>2</u> 中小開発機関が事業を実施する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> <u>3</u></p>
		1. (2) 障害者自立支援機器等開発促進事業（製品種目特定型事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援機器等開発促進事業のうち製品種目特定型事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	<p style="text-align: center;"><u>1</u> <u>2</u> 中小開発機関が事業を実施する場合</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> <u>3</u> ※初年度のみ</p> <p style="text-align: center;"><u>10</u> <u>10</u></p>
		2. シーズ・ニーズマッチング強化事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費	<p style="text-align: center;"><u>10</u> <u>10</u></p>
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業		人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表1の第2欄に定める種目「1 障害福祉サービス費等」における第4欄に定める対象経費「1 当該介護給付費等の支給に要した費用」	<p style="text-align: center;"><u>1</u> <u>2</u></p>
	障害者自立支援給付審査支払等システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援給付審査支払等システム事業に必要な報酬、給料、共済費、費用弁償、職員手当等、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	<p style="text-align: center;"><u>1</u> <u>2</u></p>
障害福祉サービス等支援体制整備事業	1. 障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員待遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の更なる待遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	<p style="text-align: center;"><u>10</u> <u>10</u></p>	
	2. 障害福祉サービス等支援体制整備事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料	<p style="text-align: center;"><u>1</u> <u>2</u></p>	
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	<p style="text-align: center;"><u>10</u> <u>10</u></p>	

障害福祉分野のICT導入モデル事業	1. 都道府県及び指定都市実施研修会経費 1自治体あたり284千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	<u>2</u> 3
	2. 障害福祉サービス事業者等に対する補助 1事業所あたり1,000千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	<u>2</u> 3
令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業	1. 都道府県、指定都市及び中核市実施研修会経費 1自治体あたり284千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	<u>2</u> 3
	2. 障害福祉サービス事業者等に対する補助 1事業所あたり1,000千円	障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	<u>2</u> 3